

京都市告示第278号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年7月27日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
花園緯69号線	右京区太秦堀池町60番地の1地先内	旧	メートル 4.20	メートル 5.80
		新	4.20	6.45 ~ 8.30
久我11号線	伏見区久我西出町7番地の67地先から 同町7番地の33地先まで	旧	8.20	1.90
		新	8.20	3.65 ~ 6.00
久我17号線	伏見区久我御旅町6番地の179地先から 同町6番地の178地先まで	旧	8.80	1.80 ~ 6.46
		新	8.60	3.94 ~ 6.30
久我40号線	伏見区久我御旅町6番地の179地先から 同町6番地の182地先まで	旧	46.40	1.80
		新	46.40	6.01 ~ 7.87

(建設局土木管理部道路明示課)